

外国語に関する世界の言語政策

Foreign Language Instruction Policies in Several Countries

林 伸 昭

本論文では、英語が World Englishes あるいは Global language になることによって引き起こされた英語を母語としている国々、英語を第二言語としている国々、英語を外国語としている国々の言語政策の変化を、イギリス、マレーシアそして日本の3つの国々を代表例として取り上げながら考察していく。

キーワード： 言語政策英語、学習指導要領、初等教育、中等教育、高等教育

目次

- I . はじめに

- II . 「英語を母語とする国（イギリス）」の言語政策
 - 1. 概観
 - 2. イギリスにおける言語政策
 - 2.1 イギリスの言語事情
 - 2.2 イングランドの言語政策
 - 2.3 まとめ

- III . 「英語を第二言語とする国（マレーシア）」の言語政策
 - 1. 概観
 - 2. マレーシアの言語政策
 - 2.1 マレーシアの近年の言語政策の変遷
 - 2.2 まとめ

- IV . 「英語を外国語とする国（日本）」の言語政策
 - 1. 概観
 - 2. 中等教育（中学・高等学校）の外国語教育： 学習指導要領の変遷

- 2.1 連合国の占領管理下で始まった民主教育（1947年）
- 2.2 学習指導要領の充実：第1回改訂（1951年）
- 2.3 高校のみの改訂：第2回改訂（1956年）
- 2.4 高度成長期Ⅰ：第3回改訂（1961年）
- 2.5 高度成長期Ⅱ：第4回改訂（1971年）
- 2.6 ゆとりと英語週3時間：第5回改訂（1980年）
- 2.7 国際化：第6回改訂（1992年）
- 2.8 情報化社会と外国語教育・完全5日制：第7回改訂（2002年）
- 2.9 コミュニケーション能力の重視：第8回改訂（2011年）
3. 「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」及び「行動計画」
- 3.1 「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」
- 3.2 「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」
- 3.3 まとめ

V. まとめ

I. はじめに

山田(2003)によれば、現在、英語は新しい時代を迎えようとしている。世界の言語における英語の勢力はきわめて大きなものとなっており、さらに、このような英語の勢力の拡大とともに、世界各国の外国語教育の世界にいろいろな変化を生み出している。

本論文では、英語が World Englishes あるいは Global language になることによって引き起こされた英語を母語としている国々、英語を第二言語としている国々、英語を外国語としている国々の言語政策の変化を、イギリス、マレーシアそして日本¹の3つの国々を代表例として取り上げながら考察していく。

II. 「英語を母語とする国（イギリス）」の言語政策

矢野他(2011)は、経済に始まったグローバル化は現在、ほとんどすべての領域及び、それとともに人々の国際交流は質・量ともに飛躍的に伸び、国際共通語としての英語の重要性は強まる一方であると、山田(2003)と同じような指摘をしている。

このような状態の中で、英語をまさにオリジナルな母語とするイギリスではどのような言語政策がとられているのであろうか。この章では、150年以上にわたってアジアやアフリカで植民

地支配をしてきたイギリスの外国語政策を考察する。

1. 概観

矢野他(2011)によれば、日本の英語学習者にとって英語圏の代表的な存在はイギリスとアメリカであり、特にイギリスは英語を発展させてきた国であり、シェイクスピアなどすぐれた文学作品を生み出した国である。さらに、イギリスは国家的観点から見た場合、連合王国として1つの国家であるが、実際には、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地域から構成されており、言語に関しても4つの地域でそれぞれ特色を持っている国家である。イギリスには4つの地域による英語の多様性が存在していることに加え、4地域それぞれに地域少数言語が存在している。河原他(2002)も、この4地域すべてに、それぞれの地域に伝わっている固有の言語が存在し、いわゆる地域少数言語の問題が政治問題と深い関わりを持っていることを指摘し、イギリスには英語以外の言語話者も多くそれから生じる数多くの問題を抱えている状況を記述している。イギリスにおいて少数言語とは、移民の言語であるコミュニティー言語と、もともとイギリス内に存在してきた地域的な少数言語の2種類があり、さらに、地域的な少数言語の中にも、ケルト語系の言語と、ゲルマン語系の言語で現代英語と同様に古英語を起源とする言語に分けられると述べている。

2. イギリスにおける言語政策

2.1 イギリスの言語事情

河原他(2002)によれば、イギリスには連合王国として言語の地位を規定している法律は存在しておらず、公用語を憲法または他の法律で規定することを言語政策と考えるなら、イギリスには言語政策はないと言っても過言ではないと述べ、さらに、英語をイギリスの公用語に規定している法律が存在していないのには以下の2つの理由があると考えられると述べている。1つ目は英語の圧倒的な強さにより、あえて英語を公用語に規定する必要がなかったことで、2つ目は、ロンドンの中央政府がイングランド以外の3地域からの強い反発や反感を呼び起こす危険のあることをあえて行う必要もなかったこととの2点である。英語の地位は法的に規定するまでもなく、社会的秩序、キリスト教、教育の普及などにより、自然と英語の勢力がイングランド以外の地域にも拡大されていったのである。

また、教育制度に関して言えば、矢野他(2011)は、イングランドとウェールズは共通点が多いが、スコットランドと北アイルランドはそれぞれ独自に教育制度を発展させてきており、さらに1998年以来、地方分権化での権限委譲があり、1999年にスコットランド議会、ウェールズ議会、北アイルランド議会が設立され、教育制度も各議会で法制化できることが認められるようになった。そのため、以下、本論文では、教育制度及び言語政策に関しては、イングランドを中心に扱っていく。

2.2 イングランドの言語政策

河原他(2002)によればイングランドにおける教育政策に関して、ロンドンの中央政府の影響力が非常に弱い時期が第2次世界大戦以来続いていたが、矢野他(2011)は、保守党サッチャー政権下において「1988年教育改革法(Educational Reform Act of 1988)」が成立したことにより、大きな変革が見られるようになったことを述べている。この改革法は現代イギリスの教育改革としては最も重要な意味を持つ法律である。1944年以来、イングランドでは地方ごとに地方教育当局が教育カリキュラムに関しての責任を持つという状況が続いていたが、この教育改革法の成立により、中央政府が初等教育に関しての権限を有するようになり、イングランド(及びウェールズ)で法的な拘束力のある学校カリキュラムである国家統一のナショナル・カリキュラム(National Curriculum、以下NC)の導入が決定されたのである。

河原他(2002)によればNCはキー・ステージ(Key stage、以下KS)として学年を4段階に分け、初等教育段階としてKS1(5～7歳・1～2学年)とKS2(7～11歳・3～6学年)が設定され、中等教育段階としては、KS3(11～14歳・7～9学年)とKS4(14～16歳・10～11学年)が設定されている。そして「英語」に関しては各KSにおいて「スピーキングとリスニング」、「リーディング」、「ライティング」の3分野での内容が設定されていいる。矢野他(2011)によれば、英語は数学や理科とともに、中核教科であるため全国的テストであるSAT(Standard Assessment Test)が実施されている。また、大谷他(2004)によれば、外国語のNCは、約10ページのコンパクトな骨子を示す程度のものであり、そこには、①必要指導事項、②KS3とKS4の学習プログラムの概要及び③その達成目標が示されている。この学習プログラムには必要に応じて追加事項が政府より発せられるが、その1つに2002年にKS2において外国語を学習できるとした一方でKS4では外国語は選択科目にしたことが注目される。この処置によりイングランド(及びウェールズ)では16歳以上の生徒の外国語履修率が減少傾向にある。矢野他(2011)によれば、NC成立後において「現代外国語」が基礎教科の1つとしてKS3とKS4において法定科目とされてきた。しかし、2004年からはKS3ではそのままであるが、KS4においては必須ではなく、選択科目という扱いになった。その後初等教育での外国語教育の是非について議論がなされ、2010年からKS2において必須科目となった。つまり、2010年には現代外国語は初等教育の後半のKS2と中等教育前半のKS3において必須科目となった。河原他(2002)によれば、「現代外国語」では生徒が学ぶ外国語を規定しており、各学校はまず始めに欧州連合(EU)の公用語のどれかを開講することになっている²。矢野他(2011)によれば、1991年のNCでは19言語が現代外国語科目として指定された。EC(当時)加盟国の公用語として8言語(デンマーク語、オランダ語、フランス語、ドイツ語、現代ギリシア語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語)と、EC加盟国内では母語話者の少ない11の言語(アラビア語、ベンガル語、中国語—広東語、北京官話—、グジャラート語、現代ヘブライ語、ヒンドゥー語、日本語、パンジャブ語、トルコ語、ウルドゥー語)である。EC加盟国の8言語は最初から基礎科目として認定された。

現代においても英語を除くと残りが21言語（ドイツ語、フランス語、イタリア語、オランダ語、デンマーク語、ギリシャ語、スペイン語、ポルトガル語、スウェーデン語、フィンランド語、チェコ語、ハンガリー語、ポーランド語、スロバキア語、エストニア語、リトアニア語、ラトビア語、マルタ語、スロベニア語、ブルガリア語、ルーマニア語、アイルランド語）のEU公用語に加え、他の外国語が提供されるという規則に変化はない。河原他(2002)によれば、矢野他(2011)も指摘しているように、EUの公用語のどれかを学習した後に、生徒は他の外国語を学ぶことが認められている。矢野他(2011)は、生徒がどの外国語を学習するか、また、どの外国語を授業科目として提供されるかは各学校の判断になり、各学校がEUの公用語のどれか1つでも提供し、生徒が受講すれば追加的にどのような外国語を提供してもよいことになっていると述べている。河原他(2002)は西ヨーロッパの少数言語であり、イギリスの少数言語でもあるアイルランド・ゲール語や、イギリスの少数言語であるウェールズ語やスコットランド・ゲール語の開講も可能であることを指摘している。矢野他(2011)によれば、EUの公用語を学習する一方で、他の外国語も学習する機会があるという制度は、イギリスの多言語・多文化主義を反映した政策であると言える。第2次世界大戦後、イギリスの旧植民地を中心に移民が増加した。1950年代から60年代にかけてはイギリスでも同化主義が主流であったが、EC及びEUが多言語・多文化政策をかかげてきたことから、イギリスも多言語主義に方向転換したと言えるであろう。

2.3 まとめ

矢野他(2011)は、国家戦略としての教育を最重要課題としているイギリスにおいて、初等中等教育における英語教育や現代外国語教育の取り組みは、日本の英語教育の改善及び国語教育の改善のために大いに参考になる可能性があることを指摘している。また、イギリスがEUの政策にならない、多言語・多文化主義を重視した教育に転換したことも、日本における日系ブラジル人コミュニティの存在により、多言語社会に向かっている日本にとって、参考になる事例は多いと思われる。

しかし、2016年にイギリスはEUからの離脱を決定した。イギリスの言語政策がこれからのような方向に向かっていくかをこれからも注視し続ける必要がある。

III. 「英語を第二言語とする国（マレーシア）」の言語政策

本章では、英語を母語とはしないが公用語など「第二言語としての英語」を日常的に使っている国（マレーシア）を扱う。矢野他(2011)によれば、このような国々のほとんどがイギリスの旧植民地であり、英語が統治・教育・ビジネスの言語として強制された歴史を持ち、英語との関わりが長い。マレーシアは多民族国家であり、国内共通語として誰の母語でもない英語を用い、長い時間をかけて独自の使用基準を持つ「マレーシア英語」という「種」へ英語を発展させて来た。

標準マレーシア英語に加え、マングリッシュ (Manglish) と呼ばれる国内使用のコロキユアルな英語が存在している国である³。

1. 概観

マレーシアは多民族国家であり、その人口は2015年現在3099万人であり、面積は33万平方キロと日本の約10分の9の広さである。民族構成は主としてマレー人(63%)、華人(=東南アジアの中国系住民:26%)、インド人(8%)、その他(3%)からなっている。河原他(2002)によれば、マレーシアでは華人とインド人の大量移住により、複合社会・多言語社会が形成された。しかし、矢野他(2011)によれば、マレーシアの言語政策では、マレーシア語と英語がきわめて重要視されている。これら2つの言語はマレーシアという多民族国家を統合し、マレーシア人のアイデンティティを創造する言語と位置づけられている。英語はさらに、科学技術の最新の情報を獲得し、グローバリゼーションの進む国際社会で先進的な役割を果たすために欠かせない言語と理解されていおる。そのため「英語が使えるマレーシア人」を育成することが国策の中に確実に組み込まれている。そしてその方策として様々な緊急課題が提起され、実施に移されている。そのプロセスは日本とはだいぶ異なるが、日本の言語政策にとって参考となるものも多々見られる。

2. マレーシアの言語政策

矢野他(2011)によれば、マレーシアは1957年にイギリスから独立する時に、マレー語(Bahasa Malaysia)を国語に指定したが、英語はその後10年間は公用語の地位を保った。しかし、70年代に入ると、マレー人を優遇するブミプトラ政策を進める中で、教育言語を全面的に英語からマレー語に切り替えた。河原他(2002)によれば、英語を独立語も行政・司法・教育の言語としていたので、公用語を英語から民族語(マレー語)へ置きかえることは、行政機能の低下・司法の混乱・教育水準の低下を招く恐れがあった。しかし、政府はマレー民族の象徴となっているマレー語への置き換えを進めていった。言語の象徴性もまた、言語政策を定める重要な要因となるのである。矢野他(2011)によれば、このようにマレーシア政府はマレー語を優遇しながらも、民族を超越したマレーシア人という国民意識の高揚を目指した。しかし、マレーシア語を教育言語としながらも、中学まではマレー語、華語、タミル語と言語別に学ぶ教育制度を定めたため、民族間の溝は埋まらず、しかもその間に英語教育は衰退し若年層の英語力低下が問題視されるようになった。この傾向はさらにマレーシア政府が進めるICT大国への障害になるものと認識され、マハティール首相(当時)は1991年にVision 2020という政策イメージを公表し、マレーシアを2020年までに先進国入りさせる立案を開始した。同氏はその要となる産業をICT(Information and Communication Technology)と定めた。そして、そのための人材育成を国民的教育課題にすえた。このことは教育政策の観点から見ると、力点を科学と数学の学力、そし

て英語の運用能力に強化を置くことになる。英語はこれからの科目を学習するのに有効な「情報言語」と考えられ、すぐさま新英語教育政策がいろいろと策定された。

2.1 マレーシアの近年の言語政策の変遷

大谷(2004)によれば、マレーシアにおける外国語教育の目的は、マレーシア国家の統合にあり、その目標は実践的・体験的な活動を通して、若者の社会性・道徳性を向上させることにおかれていた。さらに大谷(2004)によれば、1993年のカリキュラムでは小学校の週あたりの全授業時数は第1～3学年で1週間に30分単位45時間の授業が行われ、第4～6学年では30分単位48時間の授業が行われていた。このうち、週あたりのマレー語と英語の授業は第1～3学年でそれぞれ15時間と8時間、第4～6学年では週あたり、それぞれ11時間と7時間が配当されていた。中学校での言語授業時間は3年間を通じて、必須科目のマレー語と英語が週あたりそれぞれ6単位時間（1単位時間は40分）と5単位時間、選択科目の中国語とタミール語がそれぞれ3単位時間となっていた。高校の普通学校教育では2年間を通じて、必須マレー語と英語が週あたりそれぞれ6単位時間（1単位時間は40分）と5単位時間、選択科目の中国語、タミール語、アラビア語の3つがそれぞれ3単位時間となっていた。

矢野他(2011)によれば、教育省は2003年より、公立の全ての小学校、中学・高等学校で、科学と数学の教育言語をマレー語から英語に変更することを決定した（Teaching Science and mathematics in English: TESME）。このため、その時間（科学と数学の時間）を追加すると、生徒は小学校の1～3年では英語に週7.5単位時間、さらに4～6年では週9.5単位時間触れることになった。しかし政府は2009年になると、様々な政策評価を考慮に入れて、TESMEを2012年から段階的に中止することを決定した。教育大臣の言葉によれば、それは「完全な失敗ではないが、目標を達するまでに至らなかった」からであった。これにより、科学と数学の授業は以前に戻りマレー語に戻った。政府は2007年1月にNational Education Blueprint 2006-2010と題する教育強化のプランを発表した。これは、英語教育に特化したものではないが、Vision 2020の目標に向けて教育のインフラを整備し、教育のレベルの向上を期し、東南アジアの教育ハブを担おうとする計画の一環であった。マレーシアでは国策Vision 2020がまず存在しており、その中で、教育改善は重要な位置を占めている。教育環境の整備が進めば、英語教育にはさらに上質の対応が求められる。そのため政府は国民の英語力を伸ばすために、英語教員の要請にも力を入れている。大谷(2004)によれば、教育省内にある教員養成部門は、教員養成の運営と管理、計画と開発、スタッフ開発、教員養成カリキュラム、試験と評価、被養成者に関する事柄、コアカリキュラムを担当する部署から成り、教員養成に関するすべての事柄の責任にあたっている。

2.2 まとめ

矢野他(2011)によれば、マレーシアでは政府主導で国家・社会の進む方向が vision として示されている。既に述べたように、マハティール首相(当時)は1991年に Vision 2020 という構想を発表し、マレーシアを2020年までに ICT 先進国にすると宣言した。その後の政府も、この方向を維持している。そのためには、国民には知識産業に適した能力が求められる。国民教育の課題はこの線にそって組み立てられ、そのため、国際語としての英語と ICT 教育が強調される結果となっている。国語と民族語に加え、英語の必要性は明確に提示され、学習の動機づけが工夫されている。

IV. 「英語を外国語とする国(日本)」の言語政策

1. 概観

大谷(2004)は、日本の学校制度は1871年に文部省(現在の文部科学省)が設置された翌年に発足し、それ以後、学校教育は現在まで国民性や国民の所得水準の向上、経済、社会、文化の発展の原動力になって来たと言われていることを指摘し、さらに外国語教育に関しては21世紀に向けて国際化と情報化への対応、さらに子供達が心豊かにたくましく成長できるように「総合的な学習の時間」の一環として2002年度・4月から英語活動を小学校から導入することが可能となったこと、また同年・7月には英語力・国語力の増進プランとして『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想がさらに2003年・3月には『英語が使える日本人』の育成のための行動計画が打ち出されたことを指摘している。

また矢野他(2011)は、日本の英語教育について現在までを概観すると7回にわたる学習指導要領の改訂を含めて実に多くの提案がなされて来たと述べ、その中でもとりわけ大きな2つの提案が目玉だが、それらは今日の英語教育の骨格を形成しなおかつ将来の日本の英語教育の姿を予測させる機能と役割を有していることを指摘している。その1つは、「第3の教育改革」と言われた1971年の中央教育審議会の答申であり、もう1つは上記でもふれた2002年に文科省が発表した『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想であると述べている。

以下、本章では、日本における外国語政策の中心を担う学習指導要領の変遷とともに、矢野他(2011)の指摘する2つの提案のうち山田(2003)、奥野(2007)、河原他(2004, 2007)、山本(2007)、斎藤(2007)、細川他(2010)等の多くの英語教育研究者が取り上げている『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想及び『英語が使える日本人』の育成のための行動計画を交えながら、「日本の(英語教育を中心とした)言語政策」を考察していきたい。

2. 中等教育（中学・高等学校）の外国語教育：学習指導要領の変遷

2.1 連合国の占領管理下で始まった民主教育（1947年）

井村(2003)は、戦争に負けた翌年の1946年にアメリカ教育使節団を迎えた日本はその報告書に基づいて教科課程の改正にとりかかったと述べている。大谷(2004)によれば、その後、1947年に教育基本法・学校教育法が制定され、さらに、米国教育視察団の指導の下に、文部省教科書局監修官、視学官等を中心とした教科課程改正準備委員会が結成され、同年3月20日に「学習指導要領一般編(試案)」・「学習指導要領英語(試案)」が公表された。時間的な制約があったために、この時の学習指導要領は骨子のみにと絞られ、高等学校の方は補遺的扱いであった。この試案では英語は中学校、高等学校において選択科目とされ、また、この時期の外国語の学習指導要領は外国語編ではなく英語編であり、そこには、英語科教育の目標と留意事項（1学級30名未満、週6時間が理想的等）が述べられていた。高等学校の教育課程は大学進学者向け普通科と卒業後すぐ職業につく生徒向けの実業科に分けられ、外国語は前者だけが原則的に履修し、週5時間であった。この新制度は中学校では1947年に高等学校では1948年から実施された。

2.2 学習指導要領の充実：第1回改訂（1951年）

若林(1980)によれば、学習指導要領の初版というべき上記2.1の学習指導要領に対して、1951年発表の「中学校高等学校学習指導要領英語編(試案)」は日英両国語による3分冊、759ページの膨大なもので、「英語教育課程の目標」、「英語教育課程の構成」、「教材のうち言語材料の難易による配列」、「中学校における学習指導計画」、「高等学校における指導計画」、「教育課程材料の源とその学年配当」、「英語における生徒の進歩の評価」、「地域の必要に対する学習指導要領の適応」の8章から成り、さらに Hornby の「動詞文型」、Palmer, Jones, Scot, Gerhard, Kenyon & Knott, Thorndike, Bloomfield 等の「発音記号・抑揚符および連音の諸問題」、「英語教科書の採択基準試案」の3付録がついている充実したものであった。高梨他(1979)によれば、この改訂の指導原理は Palmer のオーラル・メソッドの復活と行うことができ、英問英答や英語で考える習慣が主張され、若林(1980)も指摘しているように Hornby の「文型」も新たな脚光を浴びた。若林(1980)は、このような網羅的、啓蒙的な内容は、当時の英語教育界の混乱、特に中学校の混乱を鎮めたうえでその英語教育力を引き上げようという意をもっていただけであろうが、その膨大な量のためにあまり読まれないという結果になったことを指摘している。また井村(2003)は、この試案は中央集権の権威を捨てた文部省がサービス機関に徹して、書籍が手に入りやすくなった教師のための参考書として作成したものであるとも述べている。若林(1980)によれば、しかしその骨子となっていた機能主義の主張は、「4技能」、「言葉としての英語」、「機能上の目標と教養上の目標」等の言葉とともに、その後の英語教育の主題となったと指摘している。また、大谷(2004)は、この学習指導要領からは、中学校、高等学校とも教科名が「外国語」となり、英語、ドイツ語、フランス語、その他の外国語に関してその学習内容が示されていたことを指摘し

ている。

2.3 高校のみの改訂：第2回改訂（1956年）

1956年に高等学校の学習指導要領のみ改訂された。外国語（英語）の「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」および「書くこと」の知識および技能を伸ばすことに重点がおかれた。

2.4 高度成長期Ⅰ：第3回改訂（1961年）

大谷(2004)は、この時期（1961）は戦後約10年以上を経て日本も独立し、教育も自主編成に向かった時期で、学習指導要領もこれを期に法的拘束力を持つ「告示」に変わるとともに、教科書作成の絶対的条件になったことを指摘している。中学校の外国語は選択教科の1つとして毎学年105単位以上履修するものとし、さらに学習したい生徒には第3学年で175単位時間以上履修させることが望ましいと規定された。この学習指導要領による課程を履修した中学生が進級する高等学校の学習指導要領では、外国語は必須となり、科目区分として、「英語A」、「英語B」、「ドイツ語」、「フランス語」、「外国語に関するその他の科目」を設け、そのうちいずれか1科目をすべての第1学年に履修させるとした。

2.5 高度成長期Ⅱ：第4回改訂（1971年）

1969年に中学校学習指導要領が告示され、1970年に高等学校学習指導要領が告示された。この時期は日本の経済は高度成長期のまっただ中であつた。大谷(2004)は、この時期には高等学校への進学率も1960年の58%、1965年に82%、1975年に90%と急速な増加傾向を示し、同時に青少年の問題行動も増加した時期であると述べている。このような情勢に合わせて学習指導要領は指導内容を精選し、生徒の能力・適性に応ずる観点から、授業時間数は標準時数を示し、その運用は弾力的に行うという方向をとった。高等学校ではコース制を採用して多様化を図り、外国語は再び選択科目となった。その大きな理由として挙げられたのが、先に指摘した高等学校への進学率の上昇により生徒の能力・適性等が多様なものになったこと、すべての生徒に対して国際理解や国際交流の手段として必ずしも外国語を学習させる必要がないこと等であった。このような理由で高等学校では特別な場合には（3単位まで）履修時間を減らしてもよいなどとした。この改訂の特徴としてあげられるのは、中学校で英語を選択しなかった生徒に対して「初級英語（標準単位数6）」を設け、さらに進んで意見交換をする態度を養うという名目で「英語会話（標準単位数3）」を新設したことである。英語の科目には他に「英語A（標準単位数9）」、「英語B（標準単位数15）」があり、外国語全体では、英語に加えて「ドイツ語（標準単位数15）」、「フランス語（標準単位数15）」、「外国語に関する科その他の科目」が設けられていた。この第3回改訂から中学校、高等学校ともにコミュニケーション能力の育成と国際理解が全面に打ち出されたと大谷(2004)は述べている。

2.6 ゆとりと英語週3時間：第5回改訂（1980年）

大谷(2004)によれば、第4回目の改訂は学校教育を取り巻く社会情勢の変化、および、生徒の能力・適性・進路等の多様性や学校教育が抱える様々な問題に対応するための必要性に迫られて行われた。この改訂に至るまでに英語教育に密接に関係する出来事があった。1つは1974年～75年の平泉・渡部論争である。永盛(1983)は、この論争は戦後最大の英語教育論争であり1975年4月号の雑誌『諸君!』に掲載された上智大学教授(当時)渡部昇一の「亡国の『英語改革試案』・平泉渉の改革試案を批判する」によって始まったと述べている。大谷(2004)によれば、平泉の論点は生徒全員に英語が中等教育で実質的に義務化されているが、その成果はまったくあがっておらず、英語を中等教育における全員に課する必要はなく、国民の5%が外国語(主として英語)の実際の運用能力を持てばよいとするものである。これに対して、渡部は5%に絞ると当然競争が激化し、英語学習への集中が生じ大混乱に陥る。また、中等教育前期(中学校)レベルの潜在能力育成の英語教育と、それ以降の顕在化される能力としての英語教育は同じレベルで論じるべきではないと主張した。この論争は、教育界が重視する人間教育としての英語(渡部の主張)と産業界の求める実用としての英語(平泉の主張)との立場の相違を示すものである。また、斎藤(2007)は、この論争によって日本の英語教育をめぐる根本的、宿命的な問題が洗い出されはしたが、それによって英語教育の制度自体が見直されることはなく、「コミュニケーション」という不思議な理念だけが一人歩きし始めたことを指摘している。さて、大谷(2004)によるともう1つの特徴は「特色ある学校づくり」、「個性を生かす教育」、「ゆとりある学校生活」である。この中で「特色ある学校づくり」は必須科目とその単位数の大幅削減と、英語をはじめとする選択科目を中心とする教育課程の編成や習熟度別学級編成をもたらした。また、「ゆとりある学校生活」の影響で、中学校の英語の時間数削減(週3時間)という状態がもたらされた。高等学校では、前回改訂の科目区分を段階的及び重点的に履修できるような科目として「英語Ⅰ(標準単位数4)」、「英語Ⅱ(標準単位数5)」、「英語ⅡA(標準単位数3)」、「英語ⅡB(標準単位数3)」、「英語ⅡC(標準単位数3)」となった。

2.7 国際化：第6回改訂（1992年）

大谷(2004)は、20世紀末は激動の時代であり、国内で顕著になったバブル経済による金余り現象に影響され、「こころ」より「もの」を優先する風潮などが子供達に重大な影響を及ぼしたことを指摘している。加えて、文部省は教育現場への管理主義を強め、国際的感覚と日本人としての自覚を持った日本人を育成するために、「基礎学力の充実」、「教育の個性化」、「自発的態度の育成」を骨子とした改革を打ち出した。この中で、「国際的感覚」を深める外国語教育は第5回改訂の目玉となっており、基本目標に「コミュニケーション能力の育成」を打ち出した。その実現を目指すためにこれまでの中学校の言語活動として「聞き・話す」、「読む」、「書く」の3領域としていたのを「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4領域とした。このように「聞き・話す」をそれぞれ

れ独立させて「聞く」、「話す」にも力を注ぎ、コミュニケーション能力の育成を図ろうとしたのである。高等学校では、前回改訂の「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」はそのままの科目を引き継ぎ、「英語ⅡA」、「英語ⅡB」、「英語ⅡC」はそれぞれ、「オーラルコミュニケーションA（標準単位数2）」、「オーラルコミュニケーションB（標準単位数2）」、「オーラルコミュニケーションC（標準単位数2）」、「リーディング（標準単位数4）」、「ライティング（標準単位数4）」とさらに細分化された。

2.8 情報化社会と外国語教育・完全5日制：第7回改訂（2002年）

大谷(2004)によれば、21世紀の教育について教育課程審議会は1998年に「審議のまとめ」を公表した。「ゆとりの中で生きる力をはぐくむ」という方針の下で、小学校・中学校での教育内容を第5回改定の3割減とし、基礎的な内容を全員に身につけさせるという第6回改定は、教育内容の削減が大きく、大学入試と学歴社会の現実を変えなければ、公立離れをさらに加速させるとの批判が出た。外国語は中学校、高等学校では選択扱いを改め、必須教科とし、中学校では英語を原則とした。また、中学校では英語の授業時間数は週3時間の必須に加え、必須の上積みが1教科2時間に緩められることにより、計5時間にすることが可能となった。中学校、高等学校ともにコミュニケーション能力の育成にさらに重点がおかれ、高等学校では「オーラルコミュニケーションⅠ（標準単位数2）」、「オーラルコミュニケーションⅡ（標準単位数4）」において第5回改訂の「オーラルコミュニケーションA、B、C」の一定部分を踏襲し、「英語Ⅰ（標準単位数3）」、「英語Ⅱ（標準単位数4）」、「リーディング（標準単位数4）」、「ライティング（標準単位数4）」が設けられた。審議会では小学校に設けられる「総合的な学習の時間」は国際理解、情報、環境、福祉等学校独自のカリキュラムで内容を考えることができるとした。また、週5日制に関しては学力低下を懸念する声が国民の間から上がったが、この改訂以後、現在まで続いている。

2.9 コミュニケーション能力の重視：第8回改訂（2011年）

日本経済もグローバル化の波に巻き込まれ、さらにグローバル化の中で英語がWorld Englishesとして多様化し、Global Language（世界の共通語＝Lingua Franca）としての地位を築き上げた時期の改訂である。望月他(2010)によれば、中学校では、1）4技能を総合的に育成し（4技能すべてを育成すること）、4技能を統合的に活用すること（4技能を結びつけて運用する活動を取り入れること）；2）「言語活動」の充実が求められること（コミュニケーション能力の基礎を養成することが強く要求されている）；3）「文法事項」をコミュニケーションを支えるものとして考え、言語活動と効果的に関連付けて活用できるようにすること；4）語彙数を第7回改訂の900語程度から1200語程度増やしたこと；5）「文法事項」のはじめ規定を撤廃することが特徴としてあげられる。また高等学校に関しては、1）中学校と同様に、4技能を総合的に育成し、統合的に活用すること；2）科目の再編成、新設がなされ、第7回改訂の「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「リーディング」を統合して4技能の総合的な育成、統合的な活用を図る「コミ

ニケーション英語基礎（標準単位数2）」、「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（標準単位数はそれぞれ3、4、4）」が設けられ、さらに第7回改訂の「オーラルコミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「ライティング」が統合し論理的に表現する育成を図る「英語表現Ⅰ・Ⅱ（標準単位数はそれぞれ、2、4）」を、加えて第7回改訂の「オーラルコミュニケーションⅠ」を改編し、会話能力の向上を図る「英語会話（標準単位数2）」を創設した。また、中学校で英語を身につけることができなかった生徒のために、再度、基礎基本を学ばせる目的で「コミュニケーション英語基礎（標準単位数2）」が新設されたこと；5）語彙が第7回改訂の1300語程度から1800語程度と増加されたこと；6）授業は英語で行うことを基本とすること等が告示された。第8回の改訂の学習指導要領は、実践的なコミュニケーション能力の育成にさらに力を入れている。2020年の学習指導要領では、文科省が、学習指導要領では、小・中・高を通して、各学校段階の学びを円滑に接続させる、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から一貫した教育目標（4技能に係る具体的な指標の形式の目標を含む）を示し、高等学校卒業時に、生涯にわたり「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を積極的に使えるようになる英語力を身に付けることを目指し、そのために、中学校では身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養う。文法訳読に偏ることなく、互いの考えや気持ちを英語で伝え合うコミュニケーション能力の養成を重視し、高等学校では幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う言語活動を豊富に体験し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を高める（2016年10月：今後の英語教育の改善・充実方策について：報告（概要）～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～）と提言しているように、コミュニケーション能力の育成になお一層の力点がおかれることが予想される。

3. 『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想』及び『行動計画』

奥野(2007)は「日本人は中学校から大学まで10年間英語を習ってきて、まったく英語が話せない」という議論をよく耳にするが、文部科学省はこのような議論に答えるために1998年と1999年にそれぞれ改訂された中学校及び高等学校学習指導要領外国語編の目標として、「実践的コミュニケーション能力の養成」を掲げたが、学習指導要領が適用されるのは高等学校までであり、大学の英語教育は含まれていない。そこで文部科学省は、日本の英語教育を全般的に見直すための具体的な政策が必要であると考え、2002年7月に『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想』（以下、戦略構想）を公表し、これに一部加筆されて、2003年3月に『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』（以下、行動計画）を発表したと述べている。細川(2011)は、日本の外国語教育においては「戦略構想」以来、英語が特化して重要な外国語であると認識され、日本人英語力を上げることを最重要視する教育施策が打ち出されてきたことを指摘している。また山田(2003)は「戦略構想」が日本の英語教育としては初めての政策らしい提案であると述べている。以下、本章では、「戦略構想」と「行動計画」を詳しく考察していく。

3.1 『『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想』

河原他(2004)によれば、「戦略構想」は「経済・社会等のグローバル化進展の中で、これからは英語のコミュニケーション能力をつけることが必要であるが、日本人の多くが英語力が十分ではないために、外国人との交流において制限を受けたり適切な評価が得られない」という現状認識に立ち、「日本人に対する英語教育を抜本的に改革する目的で作成された。「戦略構想」は、我が国の経済活性化戦略の「人間力戦略」の一環として位置づけられていて、さらに「戦略構想」をより具体化した「行動計画」では具体的な数値目標や5年間という達成期限が設定されている点で、「マニフェスト」的な性格を持ち、これまでの打ち上げ花火的な答申や提言とは大きく異なるものであると指摘している。その内容は下記のような項目から構成される。

I 戦略構想の目標達成

1) 国民全体に求められる英語力に関しては、中学・高校での達成目標を設定する。

- ・中学校卒業段階：挨拶や応対等の平易な会話（同程度の読む・書く・聞く）ができる（卒業者の平均が英検3級程度）。
- ・高等学校卒業段階：日常の話題に関する通常の会話（同程度の読む・書く・聞く）ができる（高校卒業者の平均が英検準2級～2級程度）。

2) 国際社会に活躍する人材等に求められる英語力に関しては、各大学が、仕事で英語が使える人材を育成する観点から、達成目標を設定する。

II 主な政策課題及び主要な施策とその目標

1) 学習者のモチベーション(動機付け)の高揚

1. 英語を使う機会の拡充

- ・民間語学教育施設との連携強化等学校と地域が一体となった英語教育の推進。
- ・「外国人とのふれあい推進事業」：学校を中心とした英会話サロン、スピーチコンテスト及び留学生との交流活動等の事業を推進（自治体への補助事業）。
- ・「高校生の留学促進施策」：高校生の留学機会の拡大（年間1万人の高校生（私費留学生を含む）が海外留学することを目標。また、短期の国際交流事業等への参加も促進）。
- ・「大学生等の海外留学促進施策」：海外への留学を希望する学生のための海外派遣奨学金の充実。

2. 入試等の改善

1) 「高校入試」：外部試験結果の入試での活用促進。

2) 「大学入試」：(1) 大学入試センター試験でのリスニングテストの導入（平成18年度実施を目標）。(2) 各大学の個別試験における外国語試験の改善・充実。(3) 外部試験結果の入試での活用促進。

3) 「企業等の採用試験」：使える英語力の所持を重視するよう要請。文部科学省においても、職

外国語に関する世界の言語政策（林伸昭）

員の採用、昇任等の際に英語力の所持も重視。

3. 教育内容等の改善

1) 中学校・高等学校

- ・新学習指導要領の推進（→4技能の有機的な関連を図り基礎的・実践的コミュニケーション能力を重視）。
- ・中学・高校において、生徒の意欲・習熟の程度に応じた選択教科の活用又は補充学習の実施等、個に応じた指導の徹底。
- ・「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール」：高等学校等（3年間で計100校指定）における先進的な英語教育の実践研究
- ・「外国語教育改善実施状況調査」：少人数指導や習熟度別指導等に関する実施状況及び先進的指導事例を調査し、調査結果を公表するとともに、関連施策の進捗の基準とする。
- ・「外国語教育に関する先進的指導事例集の作成」：教育課程研究センターにて上記調査結果をもとに、先進的授業事例に関する指導事例集を作成。

2) 大学における英語教育の改善

- ・優れた英語教育カリキュラムの開発・実践等を行う大学や、特に全課程を英語で授業する大学（又は学部）を重点的に支援。
- ・「英語による特別コースへの参加の促進」：留学生を対象として実施されている英語による特別コースへの日本人学生の参加の促進。

IV. 英語教員の資質向上及び指導体制の充実

1) 英語教員の資質向上

- ・国内研修（指導者講座）：毎年2千名（4週間）。
- ・国外研修：短期118人、長期28人。
- ・目標設定：英語教員が備えておくべき英語力の目標値の設定（英検準1級、TOEFL550点、TOEIC730点程度）：(1) 英語教員の採用の際に目標とされる英語力の所持を条件の1つとする事を要請。(2) 教員の評価に当たり英語力の所持を考慮する事を要請。

2) 研修：「英語教員の資質向上のための研修計画」：(1) 平成15年度から5カ年計画で中学・高校の全英語教員6万人に対し、集中的に研修を実施（都道府県等への補助事業）。(2) 大学院修学休業制度を活用した1年以上の海外研修希望の英語教員の支援（年に計100名、各都道府県2名ずつ）。

V. 指導体制の充実

- 1) ALTの配置（JETプログラムにより5,583人、地方単独事業により2,784人（計約8,400人））。
- ・目標設定：中学・高校の英語の授業に週1回以上は外国人が参加することを目標。これに必要な

な ALT 等の配置を促進（全体で 11,500 人を目標）。

- ・JET プログラムによる ALT の有効活用：国際理解教育や小学校の外国語活動への活用又は特別非常勤講師への任用などを通じて一層の ALT の有効活用を促進。
 - ・外国人（ネイティブ）の正規の教員への採用の促進：上記目標の達成のため、当面 3 年間で中学について加配措置により 300 人、将来的に中学・高校について加配措置等により 1,000 人の配置を目標とする。
- 2) 英語に堪能な地域社会の人材の活用促進：一定以上の英語力を所持している社会人等について、学校いきいきプランや特別非常勤講師制度等により英語教育への活用を促進する。

VI. 小学校の英会話活動の充実

- 1) 「小学校の英会話活動支援方策」：総合的な学習の時間などにおいて英会話活動を行っている小学校について、その回数の 3 分の 1 程度は、外国人教員、英語に堪能な者又は中学校等の英語教員による指導が行えるよう支援。
- 2) 「小学校の英語教育に関する研究協力者会議の組織」：3 年間で目処に結論を出す：(1) 現行の小学校の英会話活動の実情把握及び分析。(2) 次の学習指導要領改訂の議論に向け、小学校の英語教育の在り方を検討する上で必要となる研究やデータ等の整理・問題点の検討。

VII. 国語力の増進：適切に表現し正確に理解する能力の育成

- 1) 新学習指導要領の推進（→表現力、理解力等を育て、伝え合う力を高める）。
 - ・児童生徒の意欲・習熟の程度に応じた補充学習の実施等、個に応じた指導の徹底。
 - ・子どもの読書活動の推進：「朝の読書」の推進などにより、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせる。
- 2) 「これからの時代に求められる国語力」：文化審議会において「これからの時代に求められる国語力」を本年度中にとりまとめる。
- 3) 「教員の国語指導力の向上」：小学校の教員等に対し、国語に関する知識や運用能力を向上するための研修を実施。
- 4) 「国語教育改善推進事業」：児童生徒の国語力を総合的に高めるためモデル地域を指定。

以上のような内容に関して、奥野(2007)によれば、大阪大学名誉教授（英語教育学者）の森住衛氏が、『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想(行動計画)—その意義と問題点—(2004)と題する論文の中で戦略構想と行動計画に関する「問題点と提案」として次のように述べている：(1) 外国語の理念・哲学が乏しい：・経済政策と教育政策の区別が曖昧である；「個性ある人間教育」が「経済活性化戦略」の「人間力戦略」の中に位置づけられている；教育基本法の第 1 条の目的が最初に来て然るべきである；(2) 外国語が「英語」主導である：外国語教育全体として

の理念がない。多様化への配慮が欠けている；「戦略構想」のタイトルは「英語が使える」でなく「外国語ないし異言語が使える」となるべきである；(3) 英語教育の目的が「実用」に片寄ってる：「日本人全体が英語が使えるようにする」と ESL と EFL を混同している；言語観、外国語観、文化観などの育成を目的に盛り込むべきである、の3点を挙げ、教育基本法第1条（教育の目的）、すなわち「人格の完成」とどのように関係するのか説明が欲しいと述べている。奥野(2007)によれば、戦略構想を策定したメンバーは経済界を代表する大企業の会長や大学の学長教授などいわゆる「有識者」で構成されており、そこには、中学校や高等学校で日々悪戦苦闘している現職の英語教育の意向が反映されておらず、このことから、「戦略構想」は「教育上の理念」というよりも「経済を活性化させるための議論」が出発点となっていることを指摘している。すなわち、「戦略構想」には「教育的な視点」が欠如していると言える。と考える。

また大谷(2004)も、「戦略構想」は、経済・社会のグローバル化が進展する中で子供達が21世紀を生き抜くためのコミュニケーション能力としての英語力を高めようようとするを旨とし、国語力と併せて言語能力の向上を目指しているが、英語教育においてどのような内容をこのプランに盛り込み、どのような方法を講ずるのか、教員養成をどのように行うのか等、問題が多いことを指摘している。

この大谷(2004)の疑問に答える形で文科省は2004年に「行動計画」を発表した。

3.2 『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』

山本他(2007)によれば、「行動計画」の主要な項目は下記の内容となる。

「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画（抜粋）」

【目標】

1. 英語の授業の改善：「英語を使用する活動を積み重ねながらコミュニケーション能力の育成を図る」
 - ・英語の授業の大半は英語を用いて行い、生徒や学生が英語でコミュニケーションを行う活動を多く取り入れる。
 - ・中・高等学校等の英語の授業で少人数指導や習熟度別指導などを積極的に取り入れる。
 - ・地域に英語教育に関する先進校を形成する
2. 英語教員の指導力向上及び指導体制の充実
 - ・概ね全ての英語教員が、英語を使用する活動を重ねながらコミュニケーション能力の育成を図る授業を行うことのできる英語力（英検準一級、TOEFL550点、TOEIC730点程度以上）及び教授力を備える。
 - ・地域レベルのリーダー的教員を中核として、地域の英語教育の向上を図る。
 - ・中・高等学校等の英語の授業に週1回以上はネイティブスピーカーが参加する。
 - ・英語に堪能な地域の人材を積極的に活用する

3. 英語学習へのモチベーションの向上

- ・毎年 10,000 人の高校生が海外留学する。
- ・授業以外で英語を使う機会が充実する。
- ・英語を用いて世界へ情報発信するなど、国際交流を一層活発にする。

4. 入学者選抜等における評価の改善

- ・聞く及び話す能力を含むコミュニケーション能力を適切に評価する。
- ・大学や高校入試において、リスニングテスト、外部検定試験の活用を促進する。

5. 小学校の英会話活動の支援

- ・総合的な学習の時間などにおいて英会話活動を行っている小学校について、その実施回数の 3 分の 1 程度は、外国人教員、英語に堪能な者又は中学校等の英語教員による指導を行う

6. 国語力の向上

- ・英語によるコミュニケーション能力の育成のため、すべての知的活動の基盤となる国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成する

7. 実践的研究の推進

- ・英語教育の改善のための取組が着実に推進されるよう、中・高等学校・大学の英語教育に関する実践的研究を総合的に実施する（平成 15 年秋までに一定の結論を得る）〔文部科学省 2003 を基に作成〕

山本他(2007)は、この「行動計画」は、「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」に基づき、その後5ヵ年で「英語が使える日本人」を育成する体制を確立すべく、国として取り組むべき施策を具体的な行動計画としてまとめたものであると指摘している。さらに、山本他(2007)は、上記の行動計画1～7のうちから以下の着目すべき具体的な施策を取り上げる。まず、「1. 英語の授業の改善」に挙げられている「先進的な英語教育等の推進」の一施策に「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(以下、SELHI)」がある。この中で、2005年までの指定校の目標数は100校とされた。しかし、SELHIについては、賛否両論あり、画期的な教育の導入であるという積極的な意見がある一方で、学校による取り組み方の違い、アイデンティティの形成上の問題、そして英語と日本語の両学習による生徒への過重負担に対する懸念が見られる。次に、「2. 英語教員の指導力向上及び指導体制の充実」を見ると、教員採用の改善の促進においては、現在、ほぼ全て都道府県・指定都市教育委員会が、リスニング、英会話などの実技試験を行っていることに加えて、TOEFL、TOEIC等のスコアを考慮することにより、英語コミュニケーション能力に関する評価を一層重視した採用を促すとした。また、優れた中・高等学校の英語教員への海外研修の充実も示され、その他に、ALT(外国語指導助手)の活用促進と優れたALT等の正規教員への採用促進が挙げられた。さらに、新しい試みとして「4. 入学者選抜等における評価の改善」における「大学入試センター試験でのリスニングテストの導入」では、2003年

5月中旬に大学入試センター試験でのリスニングテストの実施の概要について公表することと、これに伴う各大学の体制の整備などについて検討する旨が示された。さらに、「5. 小学校の英会話活動の支援」では、指導方法の改善、指導力及び指導体制の充実、小学校の英語教育の在り方に関する研究が挙げられており、学習する児童にとってネイティブスピーカーなど高い英語力を有する者の活用が重要である旨が謳われた。このために、英会話活動を行う小学校については、その実施回数の3分の1程度はネイティブスピーカーや中学校の英語教員等による指導が行えることを目標に、必要な支援を行うこととされた。山本他(2007)は、ここで、上記の『『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想』および『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』に先立ち2002年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に着目しておく必要があることを指摘している。山本他は、この「基本方針2002」では、産業競争力は1990年代初めと比べて大幅に低下したことから、経済活性化戦略として「人間力」・「技術力」・「経営力」・「産業発掘」・「地域力」・「グローバル化」という6つの重点課題に着目し、日本の強みを伸ばし弱みを克服するための戦略を構築するべきであるとされた（『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002』2002:4）。具体的な経済活性化を図る上で、6つの戦略と具体的な30のアクションプログラムが示され、これら6つの戦略の1つに「人間力戦略」が掲げられた。そして、「経済成長も、社会の安定も結局は『人』に依存する」とし、個性ある人間教育のための具体的なアクションプログラムとして、「文部科学省は『英語が使える日本人』の育成を目指し、2002年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる」ことが示された（同上2002:7）。このような経緯から前述の「行動計画」が策定されたと述べている。

この行動計画はその後5年間にわたり着実に実行に移された。センター試験にはリスニングテストが導入され、日本全国にSELHIが設立され、小学校の高学年には英語が「外国語活動」として週1回導入された。さらにその後、「戦略構想」・「行動計画」を発展する形で文科省から2011年に「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」、2013年に「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」等が発表されて、2020年から小学校高学年に教科としての英語の導入（標準単位数2）を検討し始めた。また、中央教育審議会では2014年12月の第96回総会において、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」を取りまとめ、「大学入試（センター試験に代わる新テスト）では、特に英語に関しては4技能を総合的に評価できる問題の出題（例えば記述式問題など）や民間の資格・検定試験の活用により、『聞く・読む』だけではなく『話す・書く』も含めた英語の能力をバランスよく評価すること」を提言している。さらに、2016年8月に中央教育審議会の特別部会が、学習指導要領改訂に関する審議のまとめ案を大筋了承し、小・中・高校の教育内容を定めた学習指導要領の改訂案が固まり、新指導要領は小学校は2020年度（高学年での英語の教科化を決定）、中学校は2021年度（英語の授業は原則、英語で行う）、高校は2022年度（より高度な内容として、『総合英語』・『ディベート・ディスカッ

ション』『エッセー & ライティング』が設けられ、話す、書くことをさらに重視した改訂になる方向から実施し、さらに小・中・高の全教科にアクティブ・ラーニング（能動的学習）を導入するなど、時代の変化に応じた新しい学びの姿を打ち出している。

3.3 まとめ

斎藤(2007)はこれまで述べてきたような社会情勢及び教育環境の中で、日本人の英語力を向上させようとするのであれば、まず図るべきは中学・高校における英語教育の充実であると主張している。彼(2007)は、(小学校よりも)すでに教員養成や教科運営の制度の整っている中学・高校で集中的に英語を教える方が(小学校から英語教育を始めるよりも)はるかに効果的であることは、多くの英語教育の専門家が認めていることや、中等教育における英語の授業時数を欲を言えば週に最低でも6時間程度に増やす必要があることを指摘している。彼(2007)は、もちろん授業時数を増やただけではどうにもならず、優秀な教員の存在の必要性を指摘し、生徒が高度な英語を身につけるためには教師自身が優れた英語の使い手でなければならないと指摘している。従って、優秀な英語教員の養成制度の設立、また現職教員の研修機会の拡大が今後なお一層、必要となってくるであろう。また斎藤(2007)は、学校が教育で与えるべきは、そのまま実用に供する低級な会話能力ではなく、学習者個々人がそれぞれの動機に基づいてのちのち必要な英語力を積み上げることができるような堅固な基礎力の養成の必要性も指摘している。そして、そのような堅固な基礎力は、徹底した発音・文法・読解・作文訓練のような地道な学習・訓練の繰り返しによって築くことができるのであり、そのような基礎力は実地ではすぐには使えないという当たり前の事実を問題視したところに過去数十年にわたる日本の英語教育の誤りがあったと述べている。彼(2007)は日本が本当に必要とする優秀な国際人を養成するためには環境整備が必要であり、意欲のある若者がわざわざ高いお金を払い時に身の危険を冒してまでも留学などをしなくてもすむように、高度な英語の自主学習を可能ならしめる研修制度や語学施設を設立することの必要性も指摘している。

V. まとめ

これまでイギリス、マレーシア、日本と3カ国における言語（外国語）教育政策を概観してきた。各国とも、それぞれの国の文化的事情、民族的事情、経済的事情から多様な言語（外国語）政策が実施されていることが把握できた。また日本においては1808年に外国語（英語）教育が初めて日本に導入されてから、すでに200年以上の時間が過ぎようとしている。これまで多様な政策が実施され、また今後も実施されるであろうが、当面はグローバル化に対応するために、斎藤(2007)が指摘しているように、生徒の英語学習・英語教員の養成・英語教育の研修の向上を目指す環境整備を行いながら、中・高・大の英語学習者に英語の基礎・基本を確実に養成した上で

コミュニケーション能力の養成をし、さらに教育基本法第1条にある人間教育も交えた地道かつ堅実な外国語（英語）教育政策が実施されることを期待している。

注

1. 本論文では、「日本における外国語言語政策」を特に詳しく考察する。
2. しかし、この規定は2016年のイギリスの国民投票の結果によるEU離脱の決定により今後は改訂されることが予想される。
3. マレーシアと同じような状況の国（イギリスの旧植民地で多民族国家）としては、インド（標準インド英語、イングリッシュ・**Ingkish**）シンガポール（標準シンガポール英語、シングリッシュ・**Singlish**）等がある。

参考文献

- 井村 元道 (2003) 『日本の英語教育2000年』東京：大修館書店
- 大谷 泰照 (2004) 『世界の外国語政策：日本の外国語教育の再構築へむけて』東京：東信堂
- 奥野 久 (2007) 『日本の言語政策と英語教育』東京：三友社出版
- 河原 俊昭他 (2002) 『世界の言語政策：多言語社会と日本』東京：くろしお出版
- 河原 俊昭他 (2004) 『多言語社会がやってきた：世界の言語政策 Q & A』東京：くろしお出版
- 斎藤 兆史 (2007) 『日本人と英語：もうひとつの英語百年史』東京：研究社
- 高梨 健吉他 (1979) 『英語教育問題の変遷』東京：研究社
- 永盛 一 (1983) 『英語の教育』東京：大修館書店
- 望月 昭彦他 (2010) 『改訂版 新学習指導要領にもとづく英語科教育法』東京：大修館書店
- 細川 英雄他 (2010) 『複言語・複文化主義とは何か：ヨーロッパの理念・状況から日本における受容・文脈化へ』東京：くろしお出版
- 矢野 安剛他 (2011) 『英語教育学大系 2：英語教育政策－世界の言語教育政策をめぐって－』東京：大修館書店
- 山田 雄一郎 (2003) 『言語政策としての英語教育』東京：溪水社
- 山本 忠行他 (2007) 『世界の言語政策：多言語社会に備えて』東京：くろしお出版
- 若林 俊輔 (1980) 『昭和50年の英語教育』東京：大修館書店
- 山本 忠行他 (2007) 『世界の言語政策：多言語社会に備えて』東京：くろしお出版

